

令和3年4月から、前橋市に提出する契約関係書類の押印が省略できるようになりました。（契約書は引き続き押印が必要です）

- ◎ 押印を省略する場合は、下欄の「発行責任者及び担当者」の氏名、電話番号の記入が必要です。
- ◎ この取扱いは、押印の省略を可能とするものであり、今までどおり押印することもできます。（押印する場合は、委任者及び受任者それぞれの押印が必要。発行責任者等の欄の記入は不要。）
 - ◆発行責任者とは、代表取締役とします。
 - ◆担当者とは、本件に関する事務を担当する者とします。
 - ◆氏名はフルネームで記入してください。
 - ◆連絡先は、固定電話番号を記入してください。

記入例

委 任 状

令和3年10月 1日

(宛先) 前 橋 市 長

(委任者) 所 在 地 □□市□□町□丁目□番□号
商号又は名称 株式会社 □□□□
代表者の氏名 代表取締役 ●●●●

私は、前橋市との契約に関し、次の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

(受任者) 所 在 地 □□市□□町□丁目□番□号
商号又は名称 株式会社 □□□□ □□支店
職 氏 名 支店長 ◇◇◇◇

1 委任事項
(1) 入札、見積に関する件
(2) 契約の締結に関する件
(3) 復代理人の選任に関する件
(4) 契約代金の請求及び受領に関する件
(5) その他契約に付随する一切の件

2 委任期間 令和4年4月 1日から
令和6年3月31日まで

発行責任者及び担当者	
・発行責任者：●●●●●	(電話番号) 027-224-□□□□
・担 当 者：△△△△△	(電話番号) 027-898-□□□□

押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」を必ず記入してください。

不明な点は、書類の提出先にお問い合わせください。